

**平成23年度 緊急雇用創出事業（重点分野雇用創出事業）
「地域特産品PR推進事業」委託先 募集要項**

1 趣 旨

花巻市では、現下の雇用情勢が厳しい状況にある中で、岩手県の「緊急雇用創出事業補助金」を活用した地域雇用対策の一環として、花巻市内の事業者が失業者を新規雇用し、農商工連携等による地域農畜産物を活用した特産品の普及拡大を図る事業を実施し、地域産業の活性化と就労促進を図ります。この委託事業を実施するにあたり、事業委託先を募集します。

2 委託事業の内容

(1) 委託事業名

地域特産品PR推進事業委託

(2) 委託事業の概要

農商工連携等による地域農畜産物を活用した商品を花巻市内から発掘し、イベントや集客施設等において広くPRして特産品の普及拡大を図ること。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成24年3月31日まで

(4) 委託の要件

本事業は、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金をもとにした岩手県の「緊急雇用創出事業補助金」を活用して行うため、「緊急雇用創出事業実施要領」や「緊急雇用創出事業補助金交付要領」等に規定する要件を遵守するものとします。

主な要件については、以下のとおりです。

ア 本事業の実施にあたっては、新たに1人～2人の失業者を雇用すること。

※「失業者」とは、労働の意思・能力を有し、積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、職業に就くことができない者をいう。なお、採用面接時点においては在職中であっても委託事業の開始前に雇用期間満了が確実な者は、失業者として取り扱うものとする。

イ 新規雇用する失業者の雇用期間は原則平成24年3月31日までとすること。なお、委託事業終了後も継続雇用するかどうかは委託先の判断によるものとし、継続雇用までを要件とするものではないこと。

ウ 新規雇用する失業者の募集にあたっては、公共職業安定所へ求人申込みを行うこと。

エ 失業者を新規雇用する際に、本人に失業者であることの確認を行うこと。確認方法は、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるものの提示を求めることによること。

オ 失業者の雇用にあたっては、雇用通知書や雇用契約書など書面により行うとともに、労働諸法を遵守すること。

カ 委託料に占める新規雇用失業者の人件費の割合を2分の1以上とすること。

キ 既存の従業員が新規雇用失業者の指導など本業務に従事する場合、業務日誌等により

その従事状況が把握できるようにすること。

ク 本事業の実施にあたっては、会計関係帳簿類、労働関係帳簿、物品管理の書類等を整備すること。

ケ 国や他の地方公共団体、その他の団体の委託事業や助成事業を併せて活用する場合は、本事業の委託料対象経費と重複しないようにすること。

(5) 委託料

ア 上限額 新規雇用する失業者が1人の場合 4,835,500円
新規雇用する失業者が2人の場合 9,671,000円

イ 対象経費

花巻市が岩手県から交付を受ける平成23年度緊急雇用創出事業補助金の対象経費とします。

人件費	賃金、通勤手当、社会保険料・労働保険料に係る事業主負担分 等
その他の経費	消耗品費、印刷製本費、旅費、展示会出展料、自動車・機器類のリース料、その他事業に関連性があり必要と認める経費

ウ 収入

本事業の実施により売り上げ等の収入が発生した場合、得られた収入は本事業の実施に係る経費に充てることとし、相応分を委託料から差し引いて精算します。収入額が本事業の実施にかかる経費を上回る場合は、上回る分の返還を要します。

エ 精算・前金払い

本契約は概算契約であり、実支出額が契約時に予定した金額を下回る場合、その差額は契約金額から減額となります。また、必要に応じて前金払い請求することもできますが、委託事業の終了後に行う事業費の確定により過払いが生じたときは、返還を要します。

3 応募対象

民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等で、原則として花巻市内に事業所を有すること。

4 応募方法

(1) 提出書類・提出方法

企画提案書（別添様式）1部を下記提出先に持参又は郵送で提出してください。

※企画提案書様式のダウンロードはこちら

・花巻市ホームページ (<http://www.city.hanamaki.iwate.jp/>) トップページの「新着情報」の中にあります。

【提出先】花巻市 商工観光部 商工労政課

〒025-8601 花巻市花城町9番30号

(2) 提出期限

平成23年5月10日（火）

5 委託先の選定

- (1) 花巻市商工観光部商工労政課内において、企画提案書の内容、応募者の事業実施体制等を審査し、委託事業者を選定します。なお、必要に応じて、応募者へヒアリングをさせていただくことがあります。
- (2) 選定件数 2件以内
- (3) 選定後、速やかに応募者には採択通知、又は不採択通知を行います。
- (4) 委託先選定後、花巻市と当該委託事業に係る委託契約の手続きを行います。その際、応募者から提出された事業計画内容を基本としますが、改めて事業内容や契約条件等を協議させていただき、賃金単価や研修内容等の変更をお願いする場合がありますので、ご承知おきください。なお、この委託契約には、花巻市議会における予算議決が前提条件となります。

6 スケジュール予定

平成23年5月10日	企画提案書の提出期限
平成23年5月11日～12日	委託先選定
平成23年5月中旬	委託契約締結・事業開始

7 その他

- (1) 応募書類は返却しません。
- (2) 応募に要する経費は、応募者負担とします。
- (3) 本事業の実施にあたり、その全部を一括して再委託することは認められません。本事業の一部を再委託しようとする場合、再委託する業務の範囲、再委託することの合理性及び必要性を明確にし、花巻市の承認を受けなければなりません。

【お問い合わせ先】

花巻市 商工観光部 商工労政課 工業労政係
〒025-8601 岩手県花巻市花城町9番30号
TEL 0198-24-2111 内線405
FAX 0198-24-0259
E-mail shoukou@city.hanamaki.iwate.jp